画

「上関原発予定地の海上 海域占用許可に関して、 査のさいに出された一般 の点について質した。 をおこない、おもに以下 許可を求める申し入れ」 にすることを要望する。 以下の点について明らか 个許可とすること。 ボーリング調査に係る ②昨年のボーリング調 般海域占用許可申請を ①上関原発予定地の海 二〇日には山口県庁で (1) 中国電力が廃止 リング調査申請の不 か。

感染症が流行しているさ ないのか。 が立っていない原発建設 査は不要不急のものでは に関連したボーリング調 ③新型コロナウイルス いまだ着工の目処

はなにか。

また、その要

届けを出すに至った要因

た。 るとする見解に終始し 従って適切に対処してい の利用に関する条例」 山口県側は「一般海域 一般海域占用許可には

利を持っている。 号)。すなわち祝島の漁例施行規則二条一項五 海域の利用に関する条必要とされている(一般 漁業や自由漁業を営む権 業補償金を受けとってお 島の漁業者は中電から漁 業者の同意が必要だ。 利害関係人の同意」 当該海域での許可 さらに

公開質問状提出での占用許可 県 法的根拠な

提出した。

公開質問状

ついての公開質問状」を

許可を求める申し入れをおこなった。さらに同会は二六日には「一般海域 **敏保代表)のメンバーなどが山口県に対して海上ボーリング調査申請の不** の占用許可に法的根拠がないことを明らかにした。 占用許可に係る利害関係人についての公開質問状」を提出し、県の中電へ 請したことを受けて二〇日、上関原発を建てさせない祝島島民の会(清水 中国電力が七日上関原発建設予定海域の一般海域占用許可を山口県に申

質問回答期限は11月7日

因は、現在解消されたの

たのか。 復又は損失の補償を行う るときは、許可を受けた 用及び工作物の設置によ たされたか否かを確認し ているが、その条件が満 こと」との条件が付され 者の負担において現状回 って損失を受ける者があ 可を出すさいに「この占 (2) 一般海域占用許

許可に係る利害関係人に 県知事に「一般海域占用

の漁業者の同意書もな められている。 電に占用許可を出してき 同意は不要」とし、祝島 持ち出し、「祝島漁民の 根拠のない独自の見解を 利者に限る」とする法的 まで山口県は「利害関係 当該海域は自由使用も認 は排他独占的権利の権 にもかかわらず、これ 打診もおこなわず中

同会は二六日には村岡

は「一定の水面において ※漁業法では、

下の通り。 種類があります。 で特定の漁業を排他的に る。 ほど水産庁ホームページ 営む権利であり、 には次のような記述があ 見解を持っている。 排他独占的権利」という 占的権利」について 明らかにしている。 に法的根拠がないことを 排他独占的権利」の見解 となっている「漁業権は 利者に限る」とするもと 八は排他独占的権利の権 ※漁業権は一定の水面 山口県は、「漁業権は 提出した公開 公開質問状の要旨は以 質問状の要旨 一、「漁業権は排他独 山口県が「利害関係 なる

日発行)

以外のあらゆる権利・利 におこなえ、共同漁業権 らず、海水浴やサーフィ 権等が併存しうるのみな 域においては、定置漁業 利でもない」のだ。実 を支配し又は占用する権 説』に明記しているよう ンなどの自由使用も自由 に、「漁業権は漁場の独 『水協法・漁業法の解 神様」と呼ばれていた浜 だ。水産庁で「漁業法の ることだけからも明らか 占利用権ではなく、水面 や区画漁業権が存在しう 不正確な記述と思われ は誤解を招きかねない 排他的に営む権利とされ 特定の漁業を一定の期間 本幸生氏が平林・浜本著 漁場区域内に定置漁業権 ています。 それは、共同漁業権の しかし、これらの記述 共同漁業権の漁場区 という表現が最初に使わ われる。 る対象は「同種の漁業」 れたさいには、排他しう る。漁業権は、漁業を排 することができる(法第 れれば、当該漁業を排除 域内において漁業権に基 他的に営むことができる 排他的に営む権利であ うに記されている。 づかず同種の漁業が営ま 権利であるので、漁場区 漁業法』(二〇〇五年 漁業法研究会『逐条解説 たことはない。「排他 的」という表現の淵源は 的」という表現が使われ 漁業権の定義に「排他 益が併存可能だ。 (一九九九年まで)は、 浜本幸生氏がご健在の頃 三条第一項参照)。 このように「排他的」 一月発行)にあると思 ところで、少なくとも 同書三六頁には次のよ (4) 漁業権は漁業を ない。 V) 二二日に熊本一規明治学 以上のことは、一〇月

至ったと解釈するほかな の限定なしに使われるに た。ところが、その後 ずに営まれている同種の 水産庁によってさえ対象 漁業」に限定されてい 「排他的」の意味が次第 に拡大解釈され、今では しかも「漁業権に基づか

あることの根拠にはなら っても「排他的権利」で であることの根拠にはな り、漁業権が物権的権利 項も、「漁業権は、物権 とみなす」との規定であ いる漁業法第二三条第 上掲引用文に記されて

院大学名誉教授が水産庁

業」、より正確にいえば 限られると思われる。 種を対象とする漁業」に の水域において同一の魚 「面的かつ立体的に同一 利・利益は「同種の漁 漁業権が排斥しうる権

て確認された。水産庁 益を如何に考えておられ され、内部的に検討する 権が排斥し得る権利・利 と回答されたそうだ。 の管理調整課等に連絡し Q1 山口県は、漁業 そこで以下質問する。 同教授の見解に同意 る法的根拠はまったく し、そのように限定でき に限定している。しか 的には共同漁業権の権利 「排他独占的権利」、具体 用許可の利害関係人を とについて 占的権利」に限定するこ 山口県は、一般海域占

二、一般海域占用許可 は、山口県自身認めてい ったく規定がないこと ただ、その理由として

するため、占用区域内の 独占的に占用区域を使用

を支払って権利者の同意 じる場合には、損失補償

めている。

「ボーリング調査が排他

利益を侵害して損失が生 する事業が海面に存する

の利害関係人を「排他独 魚権)とボーリング調査 排他独占的権利(共同魚 明している。 は相容れないから」と説 を得ないかぎり、事業実

Q2 行政行為には法

ないこと、条例にもま なり立たない。 ある以上、理由としても 権利・利益と併存可能で の上記誤解に基づくもの 排他独占的に使用すると 同漁業権以外のあらゆる であり、共同漁業権が共 もちろん、海面を使用

共同漁業権が漁場区域を しかし、この説明は、 だ。 なる点もまったく同じ 用物使用権」も、海面を リング調査が違法事業に が支払われなければボー 侵害にともなう損失補償 利ではない。また、権利 排他独占的に占用する権 施は違法にあたる。 が持つ「慣習法上の公共 共同漁業権も祝島漁民

りか、違法行為にあたる

のではないか。

ば、本末転倒であるばか るのか。そうだとすれ 行政行為をおこなってい きたから」を理由として 拠がないのに「運用して れるが、山口県は法的根 的根拠が必ず必要と思わ

含め、公共用物使用権の 人に共同漁業権者のみを まったくない。 権利者を含めない根拠は そこで以下質問する。 したがって、利害関係

か。 を含めない根拠はなに 共用物使用権の権利者 同漁業権者を含め、 月七日までの回答を求 Q3 利害関係人に共 以上の質問について一 公